

消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有する キュービクル**【消防庁通知】改正火災予防条例準則の運用について**

（平成 3 年 10 月 8 日 消防予第 206 号）（※抜粋）

(3) キュービクル式蓄電池設備（第 13 条第 2 項及び第 4 項関係）

- ア キュービクル式蓄電池設備とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱に収納したものをいうものであること。
- イ キュービクル式蓄電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は 1.6 ミリメートル（屋外用のものは、2.3 ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- ウ 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの乙種防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- エ 外箱は、床に容易、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- オ 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から 10 センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。
- カ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。
- (ア) 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
 - (イ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
 - (ウ) 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
 - (エ) 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計
 - (オ) サに規定する換気口及び換気装置
 - (カ) 配線の引込み口及び引出し口
- キ 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。
- ク キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。
- ケ 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。
- コ 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。

サ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ア) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の三分の一以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の三分の二以下であること。

(イ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(ウ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

シ 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

9 改正準則第11条第1項第3号の2（第12条及び第13条によって発電設備及び蓄電池設備の基準にも準用。）の規定により、キュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備と建築物等の部分との間に保たなければならない「換気、点検及び整備に支障のない距離」とは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる距離をいうものであること。

保有距離を確保すべき部分	保有距離
前面又は操作面	1.0メートル以上
点検面	0.6メートル以上
換気面（注）	0.2メートル以上

（注）：前面、操作面又は点検面以外の面で、換気口の設けられている面をいう。

10 改正準則第11条第1項第3号の3に規定する「すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること」とは、変電設備室等からの延焼防止等を図るため、改正後の準則第11条第1項第3号の規定による不燃区画をダクト、ケーブル等が貫通する部分の火災予防上有効な措置について明確にしたものである。

なお、不燃区画等の貫通部分のすき間を埋める不燃材料には、ロックウール、モルタル、防火シール材、防火パテ等があり、貫通部分の措置については、財団法人日本建築センターにより「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」として防災性能評定を受けたものを参考として、適切な措置を講じるべきものであること。

11 改正準則第12条第3項及び第13条第4項の規定は、屋外に設ける発電設備及び蓄電池設備について、必要な位置、構造等の基準を定めるため、屋外に設ける変電設備

に関する規定を準用することとしたものであること。

また、改正準則第 13 条第 3 項の規定は、屋外に設ける蓄電池設備については、上記 8 (3) で示した基準に適合し、火災予防上支障がない構造を有すると消防長（消防署長）が認めたキュービクル式蓄電池設備以外のキュービクル式蓄電池設備にあっても、雨水等の浸入防止の措置については必ず講ずべきこととしたものであること。

13 改正準則第 3 条第 2 項第 3 号、第 11 条第 1 項第 9 号及び第 18 条第 1 項第 13 号の規定は、旧準則において「熟練者」に点検及び整備を行わせることとしていたものについて、点検整備に関し必要な知識及び技能を有する者を消防長（消防長を置かない市町村にあつては、市町村長）が告示を制定して指定することにより、点検及び整備を行うべき者の明確化を図ろうとするものであること。なお、これらの規定は、第 3 条の 2 から第 8 条の 2 まで、第 9 条の 2、第 11 条第 3 項及び第 12 条から第 16 条までに掲げる設備について準用されているので留意すること。

また、当該告示において定めるべき「必要な知識及び技能を有する者」の内容については、これまで「熟練者」の内容として通知してきたところを基本として、別途通知する予定であること。